

地域の農地について
話し合おう!

農地中間管理事業の 支援措置

令和
5年版

茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、
次のような支援が受けられます。

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

地域計画の区域(地域計画が策定されている区域、又は、協議の場を設け、
話し合いが行われている区域も可)において協力金を交付します。

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、
担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援。

交付要件

- ・交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手に集積されること、又は、「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積が10%以上増加すること
- ・交付単価区分1の地域にあっては、貸付総面積に占める1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること

区分	機構の活用率		交付単価 /10a
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円
5		80%超	3.4万円

機構の
活用率 =
(累積)

$$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

※機構への貸付総面積とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積

※機構の農作業委託総面積とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積

※農作業委託した農地面積の交付単価は上記交付単価に0.5を乗じた額

※機構を通じた農作業委託に取り組む場合、(1)農用地利用集積等促進計画により農作業委託、(2)委託期間10年以上、(3)機構の借入・転貸と一体的に取り組むことが交付要件

※遊休農地については、原則、交付対象面積から除外

● 集約化奨励金 ●

機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域を支援。

交付要件

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha^{*}以上の団地面積の割合が10%以上(又は20%以上)増加。

※中山間地域及び樹園地は0.5ha以上

- ・同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の1か所当たりの平均面積が1.5倍以上となること^{*}。等

※同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域

※交付対象面積は、対象期間内の転貸面積(もしくは農作業受託面積)のうち新たに団地化した面積

区分		交付単価 /10a
1	団地面積の割合が10%以上増加	1.0万円
2	団地面積の割合が20%以上増加	3.0万円
3	ほ場の1か所当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円

※農作業受託した農地面積の交付単価は、上記交付単価に0.5を乗じた額



個々の農地の出し手への支援



● 経営転換協力金 ●

※令和5年度までの事業となります

交付対象 機構に農地を貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農業経営を行わない農地相続人

交付要件

- 全ての自作地を10年以上機構に貸し付けること。
- 貸付前1年間は、担い手等へ農地が貸し付けられていないこと。(特定農作業委託契約は含まない。)

※地域集積協力金交付事業又は集約化奨励金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象となります

※農業振興地域以外の自作地など、一部の自作地は除く ※貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合は交付されません

※機構に貸し付けられた農地であって、毎年度12月末までに協力金の交付申請を行った農地が対象

交付単価	1.0万円 / 10a
上限額	25万円 / 1戸

農地中間管理事業を活用し

農地の利用を進めてみませんか？

農地を貸したい **出し手**

規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方

農地を貸すメリット

貸付期間満了後、
農地は確実に出し手
に戻ります。

貸付期間満了後、
継続して貸付するこ
ともできます。

設定した地代は機構か
ら確実に支払われます。

相続税、贈与税の納税
猶予措置が継続され
ます。

農地を借りたい **受け手**

規模拡大・新規参入をお考えの方

農地を借りるメリット

長期の借入期間により安
定した営農が可能です。

分散した農地の集約化が
可能となり作業効率や生
産性の向上につながります。

地代は機構にまとめて支
払っていただき、機構が出
し手へ個別に支払います。

耕作ができなくなった場合、
機構が次の受け手を探し
ます。



借受と転貸

茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 貸借範囲が明確にできること
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社)

茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからでもアクセスできます。



各地域お問い合わせ先

■ 県央農林事務所駐在 TEL.029-231-6560

■ 県南農林事務所駐在 TEL.029-823-5633

■ 県北農林事務所駐在 TEL.0294-33-8772

■ 鹿行農林事務所駐在 TEL.0291-32-6272

■ 県西農林事務所駐在 TEL.0296-48-8225